

神戸市危険物安全協会会則

第1章総則

(目的)

第1条 本協会は、危険物の自主保安体制を確立し、危険物施設の安全管理、危険物の取扱い技術の向上を図るとともに、会員相互の緊密な協力により危険物にかかる災害の防止に努め、もって、社会公共の安全と福祉に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、神戸市危険物安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を神戸市中央区加納町6丁目5番1号に置く。

- 2 本会は、理事会の議決を経て、必要な地区に地区危険物安全協会（以下「地区協会」という。）を設け、地区協会事務局を置く。

第2章事業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物災害の予防及び発生、拡大の防止に関する研究、調査
- (2) 危険物関係法令等の周知並びに資料の作成、配布
- (3) 危険物取扱者の育成指導及び取扱い関係者の教養等にかかる行事の実施
- (4) 危険物に関連する図書等の刊行
- (5) 危険物事故等にかかる情報の収集及び提供
- (6) 本会の事業推進に功労のあった者等に対する表彰
- (7) その他本会の目的達成のため必要な事項

第3章会員

(会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 神戸市内において、危険物関係法令の適用を受ける製造所、貯蔵所及び取扱所等の許可施設を設置している事業者並びにこれに準ずる者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者

(入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の文書（入会申込書）で協会に届け出ることにより入会することができる。

- 2 会員は、退会しようとするときは、文書で会長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費及び入会金を納付しなければならない。

(除名)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の名誉をき損し、又は設立趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 会費の納入を1ヵ年以上にわたって怠ったとき。

(拋出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費（入会金を含む。以下同じ）は返還しない。

第4章 役員等

(役員の種類及び選任)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 常任理事 地区協会の数
 - (4) 理事 10名以内
 - (5) 監事 2名
- 2 常任理事、理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。
 - 3 会長及び副会長は、常任理事及び理事の互選によって選任する。ただし、会長は、地区危険物安全協会会長（以下「地区協会会長」という）を兼ねることはできない。
 - 4 常任理事は、当該地区協会会長を兼ねる。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代行する。
- 3 常任理事及び理事は、理事会を構成し、本会の運営に参画するとともに重要会務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第13条 役員が辞任するときは、会長に届け出なければならない。

(代議員)

第14条 本会に、代議員80名以内を置く。

- 2 代議員は、正会員のうちから、地区協会の推せんを得て会長が委嘱する。
- 3 代議員は、本会の重要事項を審議する。

4 代議員の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(相談役)

第 14 条の 2 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 相談役は、重要な事項について会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席し意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

第 15 条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験を有する者について理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席し意見を述べることができる。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第 5 章 会議

(会議)

第 17 条 会議は総会及び理事会とする。

2 総会は、役員及び代議員をもって構成する。

3 理事会は、役員をもって構成する。

(総会)

第 18 条 総会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時にこれを招集することができる。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 総会は、構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決事項)

第 19 条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告並びに決算報告の承認に関する事

(2) 事業計画並びに収支予算の承認に関する事

(3) 会則の改廃に関する事

(4) その他必要な事項

(理事会)

第 20 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 理事会は、役員過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決事項)

第21条 理事会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会において委任された事項
- (3) 第3条第2項、第16条、第23条及び第25条等に定める規約、規定等の制定及び改廃
- (4) その他会長が本会の運営上緊急を要すると認めた事項

(議決)

第22条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決を要する事項で軽微なものについて、書面で表決することができる。

(部会等の設置)

第23条 本会には、必要に応じて部会等を設けることができる。

- 2 部会等に関する規定は別に定める。

第6章会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 本会の運営に必要な経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会は、特別の事業等に必要な経費に充てるため、理事会の議決を得て臨時に会費を徴収することができる。
- 3 会費の金額、納入方法及びその他必要な事項は別に定める。
- 4 本会は、事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て特別会計を設けることができる。

(事業報告及び収支決算)

第26条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に理事会の承認を得なければならない。

第7章雑則

(細則)

第27条 本会は、会の運営のため必要があるときに、別に細則を定めることができる。

附則

この会則は、昭和53年2月20日から施行する。

昭和56年4月30日一部改正

昭和58年5月17日一部改正

昭和62年5月14日一部改正

平成 3 年 6 月 7 日一部改正

平成 8 年 6 月 7 日一部改正

平成 10 年 6 月 12 日一部改正

平成 16 年 6 月 11 日一部改正

平成 23 年 6 月 10 日一部改正

平成 30 年 6 月 8 日一部改正